

意見陳述

原告 西山直洋

今回再度、意見陳述させていただきます。

私は2019年2月18日、滋賀県警に逮捕され、約7ヶ月間勾留されて、9月17日に長期勾留を経て保釈されました。私は、フジタのビラ撒き事件にて逮捕されたわけですが、たった1回の短時間のビラ撒きをただけで逮捕になることなど考えもしなかったことで、ビラの内容についても事実について全港湾大阪支部など4労組で確認して作ったもので何が問題であるかいまだにわかりません。また、保釈後についても事件とは関係ない（東横事件や日本建設等）訳の分からないものや、組合事務所の出入り禁止やその関連する事務所の立ち入りも保釈条件で制限されました。約100名もの人物と接触禁止もつけられた状況では、不安定な生活を余儀なくされていました。そのような中、日本は法治国家であるがゆえ、自らの被告人質問まで耐えてきましたが、被告人質問が終わっても保釈条件は解除もされずに最終弁論まで引っ張られ組合活動や生活もまともに出来ない状況を作られました。

この5年間の苦しみわかりますか？

今回、この大津フジタ事件は結果、無罪判決を出して頂き、検察側は控訴もしなかったことから無罪が確定したわけです。

このような人質司法がまかり通る日本社会に幻滅しています。

警察・検察側でこのようなやり方がまかり通ると何もかも警察検察の言いなりにならなくてはならない警察国家に日本はなります。約5年間の私の人生と時間を返して欲しいものです。この年になってやらなくてはならないことを決めていたのにも関わらず何もできませんでした。5年間は大きいです。

先ほども述べたように、もともとたった1回ビラを撒いただけでここまで出来る日本の警察・検察側は何とも思わないのでしょうか。許されないありえないことです。

憲法の基本的人権はどこにあるのでしょうか。憲法18条はどのように解釈したらよいのでしょうか。第三章の国民の権利及び義務に反しているので

はないですか。

しかし、事件が終わった後も反省もなく、警察 OB の話によると労働組合に対して「組織暴力という力を背景に行った犯罪だ」とか、労働組合の活動に対し「この事件を世に問うたこと自体大きかった」とか、「ギリギリの無罪」と表現している。ギリギリの無罪ならこのように長期に渡り人を縛るような行為は許されるのでしょうか？ 納得できません。是非、この国賠裁判で今回の問題を明らかにして頂きたいと思います。

以上